

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第161号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成25年8月8日 13時20分ごろ
発生場所	香川県高松市高松港の高松港灯浮標 高松港玉藻防波堤灯台から真方位020° 480m付近 （概位 北緯34° 21.9′ 東経134° 03.2′）
事故等調査の経過	平成25年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 むろつ丸、273トン
船舶番号、船舶所有者等	141680、三洋海事株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷中央部に擦過傷 灯浮標 レーダー反射板が破損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、高松港高松F地区への入港作業のため、船長、一等航海士及び二等航海士が船橋当直を行い、高松港内で機関を中立として漂泊中、東からの潮流に流されて高松港灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に接近したので、一等航海士が機関と舵を使って最初に漂泊した場所に戻し、船首を西に向けて機関を中立として漂泊を続けた。 本船は、二等航海士が操舵輪の前に立って前方を向き、一等航海士が船橋右舷後部で書類整理に当たり、船長が船橋右舷後部側を向いて椅子に腰を掛けてパソコンの画面を見ていたとき、平成25年8月8日13時20分ごろ左舷側が本件灯浮標に衝突した。 船長は、本事故を所属会社及び海上保安庁に連絡した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 北東流約1.7ノット
その他の事項	二等航海士は、海技免状を取得して3年経っていたが、入社して1か月で高松港のことをよく知らなかった。 船長は、二等航海士が見張りに当たっているもので、安心し、本船と本件灯浮標との距離を確認しなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり 本船は、高松港で漂流中、船長が見張りを適切に行っていなかったことから、潮流に圧流されて本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、高松港で漂流中、船長が見張りを適切に行っていなかったため、潮流に圧流されて本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	船長は、本事故後、新人船員に対し、見張りを徹底すること、高松港は潮流が強いこと、及び機関操縦の具体的な方法を指導した。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漂流中は、周囲の見張りを適切に行うこと。